

最良執行方針新旧対照表

改定後（2023年12月25日～）	現行
<p>(省略)</p> <p>(2) <u>フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」につきましては当社では取扱いしていません。</u></p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p><u>当社においては、お客さまからいただいたご注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。</u></p> <p>(1) 上場株券等</p> <p><u>当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項を主として考慮するため、お客さまからいただいた上場株券等に係るご注文は、原則、国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、私設取引システム（以下「PTS」という。）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</u></p> <p>(省略)</p> <p>③期限を指定された注文をお受けしている期間中に、 ② (b) の金融商品取引所市場が変更された場合には原則として当初の受注時の金融商品取引所市場で執行を継続いたします。ただし、お客さまからのご指示があれば、変更後の金融商品取引所市場に取次ぐこととします。</p> <p>(削除)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p><u>PTS を含め複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行を行うためにはシステム開</u></p>	<p>(省略)</p> <p>(2) <u>フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</u></p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p><u>当社においては、お客さまからいただいたご注文は、以下の方法で執行いたします。</u></p> <p>(1) 上場株券等</p> <p><u>当社においては、お客さまからいただいた上場株券等に係るご注文は、原則、国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、私設取引システム（以下「PTS」という。）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</u></p> <p>(省略)</p> <p>③期限を指定された注文をお受けしている期間中に、 ② (b) の金融商品取引所（追加）が変更された場合には原則として当初の受注時の金融商品取引所（追加）で執行を継続いたします。ただし、お客さまからのご指示があれば、変更後の金融商品取引所（追加）に取り次ぐこととします。</p> <p>(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）</p> <p><u>当社では、基本的に取扱有価証券のご注文はお受けしていません。</u></p> <p><u>ただし、取扱有価証券のうち金融商品取引所において上場廃止となったフェニックス銘柄について、お客さまから注文をいただいた場合には、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者へ取次ぎます。</u></p> <p><u>また、銘柄によっては、ご注文をお受けできないものがあります。</u></p> <p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p><u>(追加)</u></p>

発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えております。システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取次ぐことが最も合理的であると判断しました。

(削除)

#### 4. その他

(1) ①～⑤ (現行どおり)

⑥ 特定投資家のお客さまで事前に執行方法についての別途の取決めをしている場合は、お客さまの個別取引に係る固有のニーズを勘案し、お客さまとの事前の取決めの範囲内で最も合理性が高いと当社が判断する方法とします。

⑦ 国内の金融商品取引所市場に上場されている外国証券の取引において国内の金融商品取引所市場への取次ぎをご希望の場合は、上述 2. に掲げる方法により取次ぐこととします。なお、売却注文の場合、国内の保管機関に寄託されている証券については、上述 2. に掲げる方法により国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、当社の海外保管機関に寄託している証券については、外国取引として取扱うこととします。

(2) (現行どおり)

(削除)

(2) 取扱有価証券 (フェニックス銘柄)

当社では基本的に取扱有価証券のご注文はお受けしていません。

ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となったフェニックス銘柄で、当社が取扱会員等として指定を受けたものについては、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客さまの換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客さまからいただいた売却のご注文を注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取扱会社に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客さまの換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

#### 4. その他

(1) ①～⑤ (省略)

(新設)

(新設)

(2) (省略)

(3) 当社のインターネット取引では、「上場株券等」の

<p>(削除)</p>	<p>以上</p> <p>うち、福岡、札幌の各金融商品取引所市場への取次 ぎならびに「取扱有価証券」(フェニックス銘柄)の 取扱いは行っておりません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">(2019年10月1日 改定)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>最良執行義務は、価格のみならず、例えば、 コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな 要素を総合的に勘案して執行する義務となりま す。</u></p> <p><u>したがって、価格のみに着目して事後的に最 良でなかったとしても、それのみをもって最良 執行義務の違反には必ずしもなりません。</u></p> <p><u>当社の「最良執行方針」は、そうした全ての要素を勘 案し、お客さまのご注文をより合理的なかたちで執 行するために作成したものであります。</u></p>